ソフトウェア開発委託契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と 、●●株式会社（以下「乙」という。）とは、ソフトウェアの開発に関し、以下の通り開発委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条

甲は、乙に対して、以下の内容のソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）の開発に関する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

　　業務内容の提示

　　⑴・・・・

　　⑵・・・・

・・・・・・

第２条

乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。

２　乙は、本件業務の実施に際し、甲に本件ソフトウェアの内容の確認その他必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする。

３　甲及び乙は、本件業務の進捗状況の報告その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するために、○カ月に１回程度、相手方の求めに応じて、報告会を開催することとする。

第３条

乙は、甲の書面による承諾がない限り、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

⑴本契約により生じる権利の全部または一部を、第三者に譲渡し、また担保とする行為

⑵本件業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせる行為

第４条

１　本件開発業務の対価は、金○○万円とする。

２　前項の支払方法及び支払時期は以下の通りとする。

　　甲が、乙の指定する金融機関の指定口座に

　　・契約締結と同時に金○○万円

　　・令和○年○月○日までに金○○万円

　　・本件業務成果受領時に残金○○万円

を振り込む方法で支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第５条

乙は、令和○年〇月までに本件業務を完了し、本件ソフトウェアを甲の指定する方法により納品するものとする。

２　甲は、納品完了後○営業日以内に、別紙記載の方法により、本件ソフトウェアの検査を実施し、その結果を乙に通知する。

３　乙は、検査の結果、不合格とされた場合、甲の指定する期限までに、本件ソフトウェアに必要な修正を行い、再度納入しなければならない。

４　乙は、甲による検査の結果に疑義または異議のあるときは、結果報告後○○日以内に、書面により甲にその旨及び甲乙間での協議を申し出ることができる。

第６条

甲は、乙に対し、本件ソフトウェアの納品検査後に生じた不具合（以下「瑕疵」という。）について当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を無償にて修正するものとする。ただし、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正義務を負わないものとする。

２　瑕疵が甲の提供した資料等または甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは、前項の規定は適用しない。

３　乙の第１項の義務が発生するのは、甲の請求が本件ソフトウェアの納品検査合格後○カ月以内にされた場合に限るものとする。

第７条

本件成果についての特許権等は、委託料の完済時に、乙から甲に移転する。ただし、

　①　乙が従前から有していたもので、その内容が本件成果に利用された特許権等

②　本発業務によって新たに作成されたもので、本件ソフトウェアに直接利用されていない特許権等

　については、乙に留保される。

２　甲は、乙が有する特許権等について、本件ソフトウェアの利用に必要な範囲で、通常実施権を取得する。

第８条

甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から秘密である旨明示された上で開示された技術上、営業上、本契約の存在及び内容、その他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩してはならない。

２　前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は、秘密情報の対象外とする。

　⑴　開示を受けたときに既に保有していた情報

　⑵　開示を受けたときに既に公知であった情報

　⑶ 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していた情報

⑷ 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

３　第１項における情報に関する秘密については、甲及び乙が、本件業務担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。

第９条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、各々が相手方に相当の期間を定めて当該行為の是正を催告したにもかかわらず、その期間内に当該行為の是正が行われないときは、本契約を解除することができる。

⑴相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵相手方が本契約に違反したとき

⑶差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあったとき

・・・・・

第１０条

甲または乙は、前条に掲げる事由及び甲または乙が故意もしくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

第１１条

この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第１２条

本契約に関する訴えは、○○地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本合意が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和〇年〇月〇日

　　　甲

　　　乙